

(第 2 号議案) 地域公共交通計画の改定業務の事業評価について

1 概要

広島市のまちづくりと一体となった持続可能な地域公共交通を構築するためのマスタープランである「広島市地域公共交通計画」(令和 4 年 3 月改定)の計画期間が、令和 8 年度末で終了することから、令和 9 年 3 月の改定に向けた作業を進めていく必要がある。

令和 7 年度は、業務委託により、専門コンサルタント業者(プロポーザル方式により業者選定を実施し、令和 7 年 1 0 月 9 日付けで榊福山コンサルタントと契約締結)のノウハウを活用しながら、データに基づく利用実態、移動ニーズの把握・分析や課題の整理等を行っており、令和 8 年 3 月末に完了予定としている。

2 事業評価及び地域公共交通計画の改定に向けた方針(詳細は資料 2 - 2)

(1) 事業評価

ア 事業内容

- ・仮説の立案
- ・データ収集・分析
- ・課題の整理
- ・課題解決の方向性及び具体策の検討
- ・地域公共交通計画の基本構成(たたき台)作成

イ 事業評価

計画通り事業は適切に実施された。(現在、事業実施中)

※ 当該補助金に係る事業評価手続上、現時点(令和 8 年 1 月末時点)での自己評価が必要とされていることから完了見込みで事業評価するものである。

【事業結果】

- ・利用者ニーズや運行実態など日常的に蓄積されてきた課題を利用者や行政、交通事業者、学識経験者等多様な関係者から抽出し、課題の共通認識を形成した。(令和 8 年 2 月 3 日協議会での協議を予定)
- ・今後は運行データ、移動時間データや土地利用データなど多様なデータを収集・分析し、課題を整理した上で、課題解決の方向性及び具体策について、協議会での議論を予定。(令和 8 年 3 月下旬協議予定)さらに令和 8 年度には、今年度の議論を深化させ、最終的に地域公共交通計画として取りまとめる予定。

(2) 地域公共交通計画の改定に向けた方針

- ・広島市では、近隣の 3 2 市町と構成する広島広域都市圏内のヒト・モノの「循環」と地域住民の活動による「循環」を直接支えている「移動」を容易にするため、公共交通を道路と同様に「社会インフラ」と捉えた上で、交通事業者や行政をはじめとした関係者が、交通モードや事業者間の垣根を超えて、地域や他分野(観光・福祉・教育・医療など)を含めて「協調」して運用するものへと舵を切り、公共交通全体をシームレスで、わかりやすく使いやすいものへと抜本的に見直す「広島型公共交通システムの構築」に向けて取り組む。
- ・令和 8 年度は、多様な関係者が共通の目標を掲げ、今後 5 年間に実施する具体的な取組を地域公共交通計画に取りまとめる予定としている。